

議案第80号

養父市副市長の給料の特例に関する条例の制定について
養父市副市長の給料の特例に関する条例を次のように定める。

平成28年6月29日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市副市長の給料の特例に関する条例

平成28年7月分の副市長の給料月額、養父市特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例（平成16年養父市条例第51号。以下「特別職給与条
例」という。）第3条の規定にかかわらず、特別職給与条例別表に掲げる副市
長の給料月額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成28年7月31日限り、その効力を失う。